

群馬県知事 山本 一太 様

住 所 群馬県前橋市大手町
事業所名 群馬株式会社
代表者職氏名 代表取締役社長 群馬 太郎

群馬県交通運輸事業者物DX推進補助金交付申請書

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金について、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額

金 100,000 円

2 申請担当者

役職・氏名	取締役 群馬 花子
所属部署	人事部人事課
電話番号	027-226-●●●●
E-mail	027-226-●●●●

3 補助金振込先口座

振替金融機関名	●●銀行
本・支店名	●●支店
預金の種別	普通
口座番号	1234567
(フリガナ) 預貯金口座名義	○○ ○○ アカギタロウ ○○ ○○ 赤城太郎

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出根拠
- (2) 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合には、その内容及び額を証明する書類
- (3) 一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業の許可証もしくは証明願の写し
- (4) 振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
- (5) 旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写しまたは貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し
- (6) 県税に滞納がないことを証する書類
- (7) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書
- (8) 不法就労対策に係る誓約書
- (9) その他申請に必要な書類

群馬県知事 山本 一太 様

住 所 群馬県前橋市大手町●●●
氏名又は名称 群馬●●株式会社

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金
（交通運輸事業者DX推進事業）交付決定変更申請書

令和○年○月○日付け第○○○—○号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を変更したいので、別紙のとおり申請します。

事業の名称	交付申請額		
	変更前	変更後	増減
遠隔点呼システム導入	100,000 円	50,000 円	▲50,000 円
計	100,000 円	50,000 円	▲50,000 円

群馬県知事 へ

申請者住所 群馬県前橋市大手町●●●
氏名 群馬●●株式会社

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金の事前着手届について

令和○年○月○日付で交付申請した標記補助事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手する必要があるため、下記条件を了承のうえ、届出ます。

記

- 事前着手及び完了予定年月日
 - 着手予定年月日：令和○年○月○日
 - 完了予定年月日：令和○年○月○日
- 交付決定前に着手を必要とする理由
本事業において導入予定の設備は、発注から納品までに○か月要する。
そのため、○月○日までに着手しなければ2月末までの事業完了に支障があるため。

(別記条件)

- 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担するものとする。
- 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 当該事業について、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

様式第6号（第14条関係）

第 号
令和●年●月●日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所 群馬県前橋市大手町●●●●
氏名又は名称 群馬●●株式会社

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金
(交通運輸事業者DX推進事業) 事業状況報告書

令和○年○月○日付け第○○○—○号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の実施状況について、群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱第14条の規定により、別紙のとおり報告します。

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所 群馬県前橋市大手町
氏名又は名称 株式会社

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金
（交通運輸事業者DX推進事業）事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱第15条の規定により、別紙のとおり報告します。

事業の名称	補助金 交付決定額	事業完了実績額	
		補助対象経費	補助金額
遠隔点呼システム導入	100,000 円	1,000,000 円	100,000 円
計	100,000 円	1,000,000 円	100,000 円

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所 群馬県前橋市大手町
氏名又は名称 群馬株式会社

財産処分承認申請書

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金（交通運輸事業者DX推進事業）に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱第23条第2項の規定に基づき、申請します。

記

- 処分しようとする財産の明細
遠隔点呼システム
- 処分の内容
廃棄
- 処分しようとする理由
〇年〇月頃、補助対象設備が故障。修理費用が購入価格を上回るため廃棄を行う。
- その他必要な事項
後継機として〇〇（製品名）を自己資金により導入予定。

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金 算出根拠資料

補助対象事業者名: 群馬●●株式会社

(単位:円)

	補助事業名称	補助対象	補助対象経費 (税抜)	国または 地方公共団体の 補助の有無	(国または地方公共 団体の補助がある場合) 補助制度名	(国または地方公共 団体の補助がある場合) 補助額(もしくは見込み額)	本補助金における 補助対象経費	補助申請金額 ※様式第1号の 申請額に記載する額	備考
1	群馬県交通運輸事業者DX推進補助金	業務DXに資するシステム等導入経費	¥500,000	有	●●市DX補助金	¥100,000	¥500,000	¥100,000	

(添付書類)

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合には、その内容及び額を証明する書類

(記入要領)

- (1) 補助対象事業者名は、様式第1号と同一とする。
- (2) 国または地方公共団体の補助の有無については、当該年度に申請をする場合は[有]として記載する。
- (3) 補助対象経費は、見積書の合計額(税抜)を記載。値引きがある場合は値引き額を差し引いた金額を記載する。
- (4) 国または地方公共団体の補助が複数ある場合は、各補助額の合計金額を補助額(もしくは見込み額)に記載する。

暴力団排除に関する誓約書

令和8年 ●月 ●日

群馬県知事 山本 一太 様

所在地 群馬県前橋市大手町●●●●
(個人の場合は、住所)
商号又は名称 群馬●●株式会社
(個人で屋号がない
場合は、記入不要)
代表者職氏名 代表取締役社長 群馬 太郎

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県知事から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、群馬県知事に報告し、警察に通報します。

不法就労対策に係る誓約書

令和8年●月●日

群馬県知事 あて

所在地 群馬県前橋市大手町●●●
商号又は名称 群馬●●株式会社
代表者職氏名 代表取締役社長 群馬 太郎

私は、下記の事項について誓約します。

記

自己又は自社の役員等及び雇用者は、次の各号に該当する行為は行いません。

- (1) 不法就労
- (2) 不法就労助長

(参考)

1 不法就労

出入国管理及び難民認定法に違反する次に該当するもの。

- (1) 不法滞在者や被退去強制者が、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（以下「働くこと」という。）を行うこと。
- (2) 就労できる在留資格を有していない外国人が出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働くこと。
- (3) 外国人が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くこと。

2 不法就労助長

不法就労をさせたり、あっせんすること。